

稲城市地域密着型サービス事業者募集要項

「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」及び「小規模多機能型居宅介護」又は「看護小規模多機能型居宅介護」の併設型

令和4年6月

稲城市福祉部高齢福祉課

【目次】

1 募集の趣旨	3
2 募集する事業所	3
3 整備及び開設の時期	3
4 応募資格	3
5 応募条件	4
6 応募手続	5
7 選定方法	7
8 評価項目	7
9 選定後の手続	9
10 補助制度	9
11 その他留意事項等	9
12 問合せ先	10

1 募集の趣旨

稲城市（以下「市」という。）では、「第三次稲城市保健福祉総合計画」及び「稲城市介護保険事業計画（第8期）」に基づき、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で自立して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスを計画的に整備しています。

本募集は、この計画に基づき地域密着型サービスを提供する事業所の整備を図るため実施するものです。

2 募集する事業所

サービスの種類	規格	募集する圏域・地区	募集数
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	2ユニット （定員18名）	市内全域（※）	1施設 【併設】
小規模多機能型居宅介護 又は 看護小規模多機能型居宅介護	定員29名		

※市内全域を対象といたしますが、既存の認知症高齢者グループホームや（看護）小規模多機能型居宅介護事業所との立地バランス等は選考の際に評価の対象とします。

3 整備及び開設の時期

原則として、令和5年度中にサービスの提供を開始すること。

4 応募資格

運営事業者は、次の（1）及び（2）の要件を全て満たすことが必要です。複数の事業者が共同で申し込むことはできません。

（1）次のアからキまでのいずれかに該当すること。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）

オ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消

費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

カ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

（2） 次のアからエまでを全て満たす者であること。

ア 1年以上の介護保険サービス事業を実施していること又はそれと同等以上の能力を有することが認められること。

イ 介護保険サービス事業について、過去3年以内に都道府県及び市区町村が行った指導結果等において重大な指摘を受けていないこと。

ウ 過去3か年継続して決算状況が営業活動において赤字でないこと及び債務超過の状態でないこと。ただし、一時的な事由による赤字の場合は、この限りではない。

エ 運営事業者が介護保険法に定める地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者に指定され、又は指定される見込みがあること。

5 応募条件

応募するに当たっては、国及び東京都の補助金を活用し、整備することとします。また、各補助金の活用は、補助条件によることとします。

（1） 利用者の費用負担について

できる限り低廉な価格とすること。

（2） 市民利用の原則

地域密着型サービス事業所の利用者は原則として稲城市民のみとなります。

（3） 施設整備の基準

施設整備に当たっては、消防法、建築基準法、都市計画法、東京都福祉のまちづくり条例、稲城市宅地開発等指導要綱のほか、国、東京都及び稲城市の関係法令等の利用制限や規制など施設整備に支障がないことを確認するとともに、これらの関係法令等を遵守し、より水準の高い施設整備に努めること。

（4） 運営の基準

介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）等関係法令のほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、稲城市介護保険条例（平成11年稲城市条例第8号）、稲城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成

18年稲城市規則第21号)、稲城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(平成24年稲城市規則第30号)で定めるそれぞれの基準を満たし、介護保険法上の指定事業者として適切な事業運営を行うこと。

6 応募手続

(1) 申込連絡票の提出期間・提出場所

本募集への申込を希望する事業者は、まず申込連絡票を提出してください。

書類名	提出期間	提出場所
申込連絡票	令和4年6月15日(水) ～ 令和4年8月15日(月)	〒206-8601 稲城市東長沼2111番地 福祉部高齢福祉課高齢福祉係 電話042-378-2111(内線222) Fax042-378-5677

※ 郵送による書類の受付はいたしませんので、あらかじめ電話予約の上、御持参ください。

(2) 応募申請書類について

上記(1)の申込連絡票の提出後に、すみやかに応募申請書類を提出してください。提出の最終〆切は令和4年8月31日(水)です。

なお、オーナー創設型・オーナー改修型についても、運営事業主の方がオーナーに関する書類を取りまとめて提出してください。

※ 郵送による書類の受付はいたしませんので、あらかじめ電話予約の上、御持参ください。

(3) 提出書類一覧

提出書類一覧のとおりです。

様式は、提出いただいた申込連絡票に記載されたアドレスにメール送付します。

(4) 提出部数

正本1部及び副本5部

※ 稲城市様式(電子データ)については、メールでも併せて提出してください。

メール：koureifukushi@city.inagi.lg.jp

(5) 作成上の注意

① A4判縦を原則とし、左綴じにして提出してください。正本、副本の記載内容が異

ならないようご注意ください。なお、副本は正本の写しとしてください。

- ② 図面はA3判とし、A4サイズに折り込むこと。他の書類でやむを得ずA3判となるものもA4サイズに折り込むこと。
- ③ 全体の目次をつけること。
- ④ 可能な限り両面印刷にすること。
- ⑤ 提出書類一覧の番号順に仕切紙（白紙の用紙）をつけ、各仕切紙に番号と文字表記のインデックスを付けること。（番号のみの表示は不可。番号と文字表記は「提出書類一覧」の「提出資料名」とすること。）
- ⑥ 必ず1冊のバインダーに綴ること。バインダーの表紙、背表紙に次のことを記載すること。
「地域密着型サービス事業者応募申請書類」（法人名）
- ⑦ 文字の大きさは明朝体11ポイントを基準とすること。なお、表題や強調のため、フォント等を変更することは可とします。
- ⑧ 契約者同士で原本を保管する必要があるもの（賃貸借契約書等）は、写しの提出で構いませんが、代表者名で次のような原本証明をしてください。

〈原本証明の例〉

この写しは原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

法人名 ○○○○

代表 ○○○○ 印

（6）その他

- ① 応募に係る提出書類は、返却いたしません。
- ② 応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は認められません。市が必要と判断した場合には、追加提出書類を求めることがあります。
- ③ 応募に要する一切の費用は、事業者の負担となります。
- ④ 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、事業者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑤ 募集申請受付後の書類審査により、応募資格及び応募要件に該当しない事業者からの応募であることが判明した場合は、応募の申請を不受理としますので、応募資格及び応募要件をよく御確認の上、申請してください。
- ⑥ 建物を整備する者が、土地や建物のオーナー（オーナー創設型、オーナー改修型）である場合は、オーナーについても財務状況、資金計画、法定相続人の同意状況（個人の場合）を、事業の安定性・継続性等の観点から審査します。オーナー創設型、オーナー改修型については、事業者の方がオーナーに関する書類も取りまとめて提出してください。また、協議については、運営主体と市担当者で行います。必要に応じて設計事業所等が同席して差し支えありませんが、設計事業所、コンサルティング会社、ディベロッパー会社のみとの協議は行いません。
- ⑦ 稲城市の補助制度は、国及び東京都の補助金を活用しております。国や東京都の内示後に建設整備にとりかかっていたため、十分なスケジュールを予定して

ください。

(7) 受付スケジュール

令和4年6月15日(水) 応募申込連絡票及び応募申請書類受付開始

令和4年8月15日(月) 応募申込連絡票受付終了

令和4年8月31日(水) 応募申請書類受付終了

令和4年9月頃(予定) 選考(選定審査会におけるプレゼンテーション等)

7 選定方法

(1) 書類審査及びプレゼンテーション

選考は、応募者から提出された書類審査及びプレゼンテーションにより行います。

(2) 事業者の選定

事業者の選定は、選定委員会において審査した結果を踏まえ、市長が事業者を決定します。

選定結果は、応募した全ての事業者に文書により通知します。

また、選定された事業者については、市ホームページで公表します。なお、選定結果を報告する際など、応募事業者名を公表する場合があります。

審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

8 評価項目

評価項目については、以下のとおりです。この評価項目に基づき、応募事業者を選定いたします。

※オーナー創設型・オーナー改修型の場合は、オーナーについても財務状況、資金計画、法定相続人の同意状況(個人の場合)等を、事業の安定性・継続性等の観点から審査いたします。

【評価項目】

(1) 法人運営の適格性、継続性

ア 法人の理念・姿勢

法人の基本理念・経営理念の明文化とその内容事業参入の理由 など

イ 法人運営の透明性・公平性、法令等の順守状況

自己評価・外部評価や過去の実地指導について、利用料、ホテルコスト等の設定根拠法令等の順守について など

ウ 運営実績・経験

事業を運営するに足る実績・経験について、経験のある従業員の配置について など

エ 運営の適正化・効率化への取組

人員配置の適正性について、事業計画及び収支計画の適正性について など

オ 職員の育成

研修制度・人事制度の内容、職員の労働環境・雇用条件の配慮について など

カ 法人運営の安定性・継続性

資金力の有無、経営の安定性 など

キ その他

(2) 権利関係、設備基準

ア 敷地概要

土地権利状況用途地域、立地条件、既存の認知症高齢者グループホームや（看護）小規模多機能型居宅介護事業所等との立地バランス など

イ 建物概要

建物権利状況建物面積・構造 など

ウ 施設管理の安全性への配慮

日常的な点検体制について、危機管理体制、事故対応、衛生管理等について など

エ その他

(3) 事業運営の方針

ア 利用者への対応

日常生活上の支援、利用者等の人権、尊厳に対する考え・取組 など

イ 地域、関係機関等との連携

地域との交流・連携、家族との連携、医療機関や他施設との連携、行政との連携 など

ウ 事業提案や企画力

事業に対する独自性、創造力、事業遂行力 など

エ 市内事業者・市内雇用の促進

市民雇用の促進、市内業者からの物品の調達 など

オ その他

【オーナーに対する審査項目】

(1) 事業運営

ア オーナーの事業所運営に対する理解

事業参入の理由、事業運営に対する理解について など

イ オーナーの組織運営

過去の法人の指導結果及び報告について、組織運営の適格性について など

ウ その他

(2) 財務状況

ア オーナーの資金面での安定性・継続性

資金力の有無、経営の安定性 など

イ その他

(3) 契約関係

ア 事業運営に対するオーナーの理解

建物新貸借契約期間について、運営事業者に対する賃料の設定金額及び賃貸借契約等について など

イ その他

9 選定後の手続

(1) 地域への説明

選定された事業者は、地域住民への説明会を開催し、その概要を市に報告することとします。

地域住民への説明は、市からの選定結果通知後に行ってください。また、建築確認及び施工業者の入札の過程を経た後に、再度地域住民への説明を行い、事業所設置の理解を得るようにしてください。

(2) 事業者指定

事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、市に指定申請書を提出していただきます。市が指定申請書の審査及び現地調査を行い、稲城市介護保険運営協議会の審議後に、指定します。ただし、指定申請書等の審査の結果、指定基準に満たない場合には、指定しないことがあります。

10 補助制度

補助金活用には、応募申請とは別に補助金の協議等の手続が必要となり、関係書類を別途提出していただきます。稲城市の補助制度は、国及び東京都の補助金を活用しており、補助金交付等にあたっては、別途、東京都等の補助要綱等に基づいて条件が付されます。補助条件については、都ホームページ（東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課のページ）を御参照ください。

また、市で選定されても、都で内示の承認がされない場合は、整備の対象となりません。

なお、補助基準額等は、国や東京都の制度改正等により、今後変更する場合があります。

補助対象者でなくなったとき、補助事業を完成する見込みがないと認められるとき、補助条件に違反したとき、補助事業の施行が不正又は不相当と認められるとき、偽りその他不正な手段により補助金の交付をうけたときは補助金の交付の決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは全部もしくは一部の返還を命じることがあります。

11 その他留意事項等

① 書類の提出後、選定前までに応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、

法人名、代表者名の署名、法人代表者印の押印のある辞退届を提出してください。

なお、運営事業者として選定された後に辞退することは、市の計画全体に大きな支障を来すため、確実に事業を実施できる見込みをもって応募してください。

- ② 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合は、応募を無効とします。
- ③ 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接的に市職員、選考委員会の委員等の本件関係者に接触を図った場合においても、応募を無効とします。
- ④ 応募期間終了後において応募者が前記の応募要件等を満たさなくなった場合は、応募を無効とします。
- ⑤ 選定後において開設許可が得られない場合や応募内容に重要な変更が生じた場合は、選定を取り消す場合があります。
- ⑥ 応募者が建設用地の土地利用制限などについて関係部署・機関等と協議を行っていないと確認された場合には、失格とすることがあります。
- ⑦ その他、本募集要項に定めのない事項は市長が定めるものとします。

1 2 問合せ先

稲城市役所 福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 荒井

〒206-8601 稲城市東長沼2111

稲城市役所 2階

開庁日時 月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）

午前8時30分から午後5時まで

電話 042-378-2111（内線222）

FAX 042-378-5677

Eメール koureifukushi@city.inagi.lg.jp